

別紙 4 日本企業を対象としたヒアリング調査の結果（2016 年度）

1 A 社¹

(1) 会社の概要

日系大手総合重工業企業である。

(2) 法的問題

ヒアリング調査の内容は、公開資料となり得るとのことだが、かような公開可能性のある資料であるならば、具体的な事情を回答することは難しい。

現地法人を設立する際、日系法律事務所からアドバイスを受けたことがある。

ヒアリング対象者個人の問題としては、交通事故に巻き込まれた時のことが不安である。大使館等の在外公館で対応してくれることを期待しているものの、大使館等の実際の支援体制はよく分からない。

その他、通関では対応に問題があると聞いたことがある。問題がないにも関わらず故意に通関手続きを遅らせ、暗に賄賂を求めるとのことであった。

(3) 日本人弁護士を活用について

上記の通り、日系法律事務所を利用したことがある。法的問題に対して、明確な回答を受けたかったものの、曖昧な回答しか受けることができず、満足する回答を得ることができなかった。曖昧な法律事務所の回答を受けて、社内ではビジネスジャッジメントとして判断を行った。

また、当社はいわゆる大手企業であり、必要があれば、予算をかけて法律事務所を利用することにあまり躊躇いはない。法律事務所も、分野や専門等に応じて使い分けており、ある法律事務所のオピニオンが満足できるものでなかった場合には、他の法律事務所からセカンドオピニオンを得ることもある。したがって、当社は、法律事務所の利用状況について、現状で大きな不満は持っていない。

敢えて挙げるならば、法律自体が、外国企業にとって利用しやすいものとなることを期待しており、日本の弁護士には、そうした立法政策等の場面においても活躍して貰えると良いと考える。

¹ アンケートの対象が散漫ではないかという指摘を受けた。今回のアンケートにおいては、個人、中小企業、大企業の別なく実施した。したがって、散漫との評価はやむを得ないものであり、翌年度のアンケートにおいて、対象を意識したアンケートを実施することとしたい。

2 B社

(1) 会社の概要

日系資本を含む中小規模の企業である。ミャンマーでは、人材派遣及び人材教育を中心とし、これらの業務に付随して中小企業の進出支援や翻訳サービス等も手がけている。人材教育としては、ミャンマーのローカル企業のミャンマー人従業員に、ビジネスマナー等を教えている。

(2) 法的問題

私自身は、ミャンマーには長く駐在しており、その結果、様々な局面で問題に遭遇してきた。以下、幾つかの事例を紹介する。

(ア) 事例1：滞在資格

外国人を取り巻く環境、特に滞在資格に関する面は、問題が多いと感じている。現在、1年に1度更新する必要があるステイパーミットでミャンマー国内に駐在しているが、かつて、イミグレーションの担当者から、態度が悪いと言われて6ヶ月しか認めないと通告されたことがある。もちろん、1年間認められるのが通常の例である。

結局、ローカルスタッフを通じてイミグレーションの担当者と交渉して、結果として、30,000チャット(3,000円弱)を支払うことで、1年間のステイパーミットを認めてもらった経験がある。

直近にステイパーミットを更新した際は、予め5,000チャットを支払った。

(イ) 事例2：運転免許、交通事情

私は、ミャンマーでの運転免許を保有し、車を日常的に運転している。日本の免許を持っていると、無試験で、5年の免許を取得することができた。しかし、ミャンマーでの交通ルールについては教育を受けていないため、標識の意味が分からないことが時々ある。

かつて、交通ルールを間違えたと言われて警察官に止められ、罰金や拘留等を脅されたことがある。警察官に対して、何が悪かったのか確認を試み、食い下がったことがあるが、要領を得ず、全く埒が明かなかった。ロー

カルスタッフを通じて違反内容を確認させたところ、実質的には賄賂の要求だった。やむを得ず、幾らかを支払って解決した。それほど高額ではない。

2年ほど前に呼び止められた際は、5,000 チャットほどの支払いで済んだが、直近の事例では、30,000 チャット近くを支払ったこともある。

(ウ) 事例 3 : 労務・一斉退職

以前、信頼していた中堅ローカルスタッフに突然裏切られたことがある。

日本に1週間ほど帰国している間、信頼していた中堅ローカルスタッフにマネジメントを任せたとある。しかし、ミャンマーに帰ってきたら、その中堅ローカルスタッフを始めとしたオフィスの全従業員がいなくなっていて、車もそのまま盗用されてどこかに消えてしまっていた。従業員の誰に電話をかけても連絡を取ることができず、結局、車だけが数ヶ月後に、ぼろぼろになって発見された。中堅ローカルスタッフが留守をいいことに、ローカルスタッフ全員を一斉退職させた模様である。

(エ) 事例 4 : 労務・契約不遵守

従業員との雇用契約においては、離職前に一定の事前告知期間を設けているが、これが守られず、突然辞めていくケースが後を絶たない。ミャンマー人が退職する場合、本当に突然、今日から来ないということもあるため、事業活動に支障が出ることがある。

最近では、就職時にできるだけレファレンスを貰うようにしており、それによってある程度は抑止できていると思っている。しかし、レファレンスを必要とするものの趣旨を理解しないローカルスタッフも多く、結果として、全従業員からレファレンスを貰えているわけではない。

(オ) 事例 5 : 交通事故

ヤンゴンでは、自動車等の四輪車が溢れており、ひどい交通渋滞が起きている。また、運転のマナーも非常に悪いことから、交通事情はかなり悪く、交通事故には何度もあっている。

しかし、こちらの被害を払うことができるミャンマー人はほとんどおらず、保険に入っていることも稀である。しかし、当地の保険会社が、多くの場合は負担してくれるので、金銭的被害はあまりない。

(力) 事例 6 : 不動産賃貸借

自分自身で経験したことはないが、大家が賃貸借契約を守らない(例えば、突然退去を求めてくる)ことがあると聞く。

(キ) 事例 7 : 起業時・ネット申込み

オフィスの立上げの際に、代表者としてインターネットのサービスを申込みに行った。私は、登記上も正当な代表者であるが、外国人の役員では、インターネットのサービスに申込みができないと言われ、拒否された。運よく、ミャンマー人の元同僚にも名目的に登記上の役員になって貰っていたことから、その元同僚に頼んで、インターネットの申込みを代わりに対応してもらった。

(ク) 事例 8 : 送金・納税証明

外国送金する際には、ミャンマーで納税している旨の納税証明書の提出が必要とされる。そこで、当社の会計を担当してもらっている会社に、納税できるよう手続きを対応してもらっているが、未だに自社の順番が回ってこない。会社を設立してから2年半経つにも関わらず、納税そのものができる環境になく、その結果として納税証明が取得できず、外国送金もできない状況にある。

(3) 日本人弁護士の活用について

ミャンマーで長く過ごしてきたこともあって、私自身、ローカル弁護士にも知り合いがいる。したがって、問題があればローカル弁護士に直接依頼しており、現状では、日本法弁護士に敢えて任せなければいけないような事情が生じたことはない。

ローカル弁護士は玉石混合であることから、新規企業にとっては、ローカル弁護士を使いこなすのは難しいと思うが、私の場合は、長く滞在していることもあって、あまり問題がない。ただし、英語を話せるローカル弁護士は極めて少なく、国際的な問題には対応できないと思う。

何か国際的な問題が生じるようなことがあれば、日本法弁護士も利用するようなこともあり得ると思う。ただ、日本法弁護士は高くなるのではないかという恐れがあるため、予め明確な費用体系を示してもらえると、依頼しやすいと思う。

(4) 米国経済制裁について

OFAC による経済制裁により、米ドル送金が難しいことがある。そうした場合には、地下送金を利用することがある。第三者に資金を持たせるわけで、持ち逃げされてしまうのではないかという不安もあるが、そうした地下送金業者間でも評判が重要なようで、多くの場合には、きちんと送金してくれるようである。

ただし、彼らとは、Gmail 等でやり取りするのが一般的である。かつて、そうした地下送金業者の Gmail アカウントが、他人に乗っ取られ、地下送金業者とやり取りしていた日本企業が、送金先に別の口座を指定された結果、その別の口座に送金してしまい、結果として数百万円を失ったという事件があったらしい。やはり、地下送金には、相応のリスクが伴うことは否定できない。

3 C社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1 : ODA 課税問題

ODA 案件において、付加価値税に相当する商業税について、支払元である国営企業から商業税の支払いができないと拒否された。その理由を調査したところ、政府内部の内規に相当する、Foreign Exchange Permit なるものが根拠と判明した。しかし、下請け企業からは商業税の支払いを求められ、結果として持出状態となっている。現在は、内規による運用に問題があるという認識を国営企業内部で持ってもらった段階である。今後は、法令に沿った運用となるよう改善を求めている。

(イ) 事例 2 : 労働問題・解雇

紛争には一切発展していないが、酒酔い運転をした従業員を解雇したことがある。解雇に際し、弁護士等の法律専門家のアドバイスは得ていない。幸い問題とはならなかったが、今後、労働法に関わる法律の運用が厳しくなるにつれ、弁護士等のアドバイスを得たうえで処理する必要も出てくるだろう。

う。

(ウ) 事例 3：個人・交通事故

ミャンマーの交通事情は非常に悪いため、交通事故については、いつでも被害者になることが考えられる。日系企業のほとんどは保険に入っていると思うので、基本的には、保険でカバーされると思う。しかし、加害者側となるローカル側が保険に入っていることは多くないため、保険を超える部分については諦めざるを得ないことが多い。ローカルの保険会社の保険商品は、保険金額が非常に低い。

なお、最近では、ローカル保険会社が日本の保険会社に再保険をかけ、結果として日本の保険会社並みの保険を受けられるサービスがある。これを利用することで、ローカルの保険会社の通常の商品ではカバーできないような保険金額も、カバーできるようになる。そうした保険が利用できる限りは、利用するのが望ましいであろう。

(エ) 事例 4：個人・加害者

従業員が、暴行事件で加害者になったことがあり、最終的に、訴訟にまで発展したことがある。その際は、ローカル弁護士で信頼できる者を探して、示談により解決した。

(オ) 事例 5：賄賂関係

規模の大きな外国企業であるからか、明確に現金を要求されることはほとんどないが、お土産を持参することはある。ただし、新政権になって出された大統領指令で金額が指定されたため、現在は、単なるお土産程度であっても、受取り側も金額を細かく気にするようになった。

ただし、問題は、この指令の適用範囲が明確でないため、政府関係者から結婚式に招かれた時の対応に困ることがある。大統領指令で認められている贈り物は、一回について 25,000 チャットまでとされているが、結婚式で持っていくようなものに、その程度の金額の贈り物を持っていくわけにもいかない。水祭り等での儀礼的な贈り物は大統領指令で除かれているが、結婚式の贈り物は明示的に除外されていない。やむを得ず、25,000 チャットを超えるものの、換金性がないものをお土産として持参したが、それが問題視されないかは不透明であった。

(力) 事例 6 : 税務・社宅問題

会社が保有し社員に貸与している社宅について、賃料が明確でないものについて、社員の給与にどのように加算すれば良いか分からなかったことがある。その際は、地元のコンサルタントに相談した結果、かなり古い数十年前の通達で、給与の 12.5% をみなし計算して給与に加算することになっていることを確認したことがある。情報公開が明確ではないため、このように困ることがある。

(キ) 事例 7 : 労務

これまでのところ、労務問題であっても、弁護士に相談して意見を求めるようなことはせず、人事担当者で決めて判断してきた。幸い、ローカルスタッフのうちに、求心力がある者がいるため、その求心力がある者を中心にローカルスタッフの話をもとめさせている。

なお、ミャンマーの労働法では、各従業員と契約書を締結した上で、当局にこれを提出しなければならない。2015 年、政府から雇用契約書のテンプレートが発表され、各従業員との契約書が、テンプレートと乖離している場合には受理されないという現状があると聞く。当社の場合、提出用のテンプレート契約書の後ろに、アネックスとしてテンプレートからの変更点を添付して提出している。他社には、アネックスという形も含めて、テンプレートからの一切の乖離を認めないという実務もあると聞く。

(3) 日本人弁護士の活用について

ミャンマーにおいては、大きく分けて 4 つの課題があると考えており、法律はそのうちの 1 つの課題である。

もしミャンマー拠点において何か問題が生じることがあれば、自身の責任問題になり得る。現在は、法律とその実務の未発達な状況から、リスクをとっている状況もあるが、今後の状況によっては、弁護士のオーソリティを必要とする局面も増えていくと考えている。一方で、全ての問題について、弁護士のアドバイスを受けた上でビジネスを進めていくということは、極めて困難なもの現実である。弁護士のアドバイスを受けている間にビジネスの機会を逃すかもしれないし、またリスクを過大視して、獲得できるプロジェクトを失うことにもなりかねない。

現在、弁護士の意見を必要としている局面は、プロジェクト系のビジネスや、何かビジネスモデルを構築した時に、それが法的に問題が生じないかという

検証をするような局面が主である。また、政府に相談した時に、法律家によるアドバイスを促されることもある。こうしたプロジェクトに絡む規制調査の局面においては、弁護士に対する相談は必要なことが多い。逆に、日常的な事項については、多くの場合自社の判断でリスクを取って進めている。

日本法弁護士に期待することとしては、ミャンマーの具体的状況や習慣を十分に理解した上で、ローカル弁護士の意図を良く汲み取って、単なる通訳を超える役割を担ってもらうことである。

(4) ローカル弁護士の活用について

当社では、日本法弁護士や外国法弁護士だけでなく、ミャンマー人弁護士にも直接相談に行くことがある。

ミャンマー人弁護士の場合、その資質を確認することが難しいが、当社の場合には、本人の弁護士会等でのポジションや、師事した教授や指導者等の背景を確認し、そのアドバイスの信頼性を判断している。

(5) 米国経済制裁について

以前、米国の経済制裁対象者をパートナーとした事業会社を作るというプロジェクトにかかわったことがある。この案件では、経済制裁対象者の持分を減らした上で、かつ米国の弁護士に依頼して、OFAC に、経済制裁からの特例措置を求める特別申請を行った。しかし、OFAC からの判断を待つ前に、対象者が経済制裁の対象者ではなくなったため、問題なく案件を進めることができた。

経済制裁が米ドル送金に絡んでくるような場合、プロジェクトを諦めざるを得ないことが多い。OFAC 規制に当たらないようにする手段として、例えば決済通貨を変える、あるいは第三国を経由する等の方法も確かに考えられるが、そもそも制裁対象企業と関わったというレピュテーションリスクが避けられない。他社の場合、制裁対象企業の関連するホテルには日本からの出張者を泊めない、あるいはそのホテルで接待を行うこともしない、といった厳しい実務をしているところもあると聞くが、当社ではそこまで厳しくしてはいない。

4 D 社

(1) 会社の概要

日系資本が大部分の企業である。不動産開発、住宅賃貸、工業団地の管理運営、建設請負等が主たる業務である。ミャンマーでは、約 20 年前から事業を

行っている。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：滞在資格

前政権時（テイン・セイン大統領時代）に、外国人であっても、ミャンマー人と結婚している者については、パーマネントレジデンスという5年間のビザが取得できる制度ができた。

私はミャンマー人と結婚しているため、パーマネントレジデンスビザが取得できるはずであるが、取得には非常に手間がかかり、費用もかなり高いと聞いており、現時点では、敢えて取得していない。

長期間滞在する者は、1年間の滞在資格であるステイパーミットを取得するのが一般的であるが、過去には、非常に取りにくい時期があった。ステイパーミットが取得できないため、やむなく出入国を繰り返し、何度もビザを取り直していた。現在は、政府関係の事業に携わっているということもあり、政府からの推薦状を取りやすいため、ステイパーミットが問題なく取れている。

(イ) 事例 2：不動産賃貸借

法律自体の問題であるが、外国人に1年超の不動産賃貸借が許されないことが問題である。

(ウ) 事例 3：起業時の資本金

外国企業がミャンマー国内で単純なサービス業を起業する場合、最低資本金が5万ドル必要とされている。しかし、最低資本金が5万ドルというのは高すぎて、外国資本の参入の妨げになっていると考える。

(エ) 事例 4：貿易

現在、会社法上のステータスが外国会社となる会社の場合、輸出入ライセンスを取得することが非常に困難になっている。

妻は、ミャンマー国内会社を運営しており、当社はこの国内会社と事業において協働している。この国内会社にて輸出入ライセンスを取得し、貿易を行っている。

最近、建設資材については合併会社でも一定の条件の下で輸入できる旨の通達が出たようだが、輸入のために国内業者を利用する場合と比較して、コストはあまり変わらないという試算もあるようだ。

(オ) 事例 5 : 事故

かつて、交通事故にあったことがあるが、結局、先方の被害は全額支払ってやったことがある。

交通事故が起きた際に警察が出動してくると、事故処理費用という名目で金銭を支払う必要がある。しかし、そうした金銭支払いの根拠の正当性は良く分からない。

交通事故が起きた場合の保険会社の対応は、余り良くない印象を持っている。支払いを認めないよう、色々と文句をつけてくることが多い。

(カ) 事例 6 : 賄賂関連

何か新しい事業を興すような場合には、政府に根回しを行う必要があり、その過程において、政府関係者に賄賂を支払う必要がある局面も多いだろう。

私自身も、政府関係者に用があるような場合、現金で渡すと問題があるので、お土産を持っていくことがある。かつては、お土産と言う名目で、テレビや冷蔵庫等を持っていくこともあったと聞く。

(キ) 事例 7 : 下請けとのトラブル

建設関連業を主としているが、過去に、下請け企業が建設工事が終了しているにも関わらず、仮設事務所を撤去せず、結果として現場からなかなか退去しないということがあった。退去しなかったことの目的は明確ではないが、おそらく代金支払いを担保する目的だったと思う。埒が明かないので、最終的には、自分達で仮設事務所を壊して無理やり退去させたが、案の定、その後トラブルになった。先方から、民事調停を提起され、話し合いで解決した。後で聞いたところ、その下請け企業は、あちこちで同じような問題を起こしていたようである。

(3) ミャンマーの結婚手続き

ミャンマーで結婚したい場合、宗教ごとに取扱いが異なっている。

相手が仏教徒の場合、結婚は、裁判官の前で結婚契約書を作成する形で行われる。新郎新婦がお互いに契約書にサインし、証人と裁判官がその契約書に証明としてサインすることで認められる。

相手がキリスト教の場合には、教会で結婚式を挙げることで結婚したと認められている。

役所での手続きというものは基本的に想定されていない。

過去、外国人との結婚に政府が消極的であった時期があり、この時は、裁判官が結婚契約書への署名を拒否していたらしい。そのため、仏教徒は国内で結婚することができなかった。一方、キリスト教徒の場合には、結婚式を済ませれば良いことから、当時でも結婚できたらしい。

(4) 日本人弁護士の活用について

長期にわたってミャンマーに住み、ビジネスを行ってきた経験があり、また配偶者はミャンマー人である。そうした背景から、ミャンマーでは各種方面に強いコネクションを持っている。何か事件や事故が発生すれば、ミャンマーでのコネクションを活かし、解決している。その過程で、ミャンマー人弁護士が必要な事態が発生すれば、信用できるミャンマー人弁護士を起用する。当社の場合、コネクションがあるから、日本人弁護士等を頼らなくても、ほとんどの場合対応できている。

5 E社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：取引・債務不履行

ローカル企業と契約をしても、ローカル企業側には、これを真摯に履行しなければならないという義務感が薄いようで、結果として債務不履行を起こすことがよくある。

例えば、契約書で納入する商品の品質を定めても、その品質を満たす商品を納入してこないということが良くある。しかし、ミャンマーで外国企業がローカル企業を相手に訴訟を起こしても、外国企業が勝てる見込みが薄い

ため、多くの場合は、当社がやむなくリスクを負っている。

以前、このような品質不適合問題が生じた際、契約書の定めに従って、東京で訴訟を起こすことを検討したことがある。しかし、東京の訴訟で勝訴しても、ミャンマーで強制執行が難しいとのアドバイスを受け、東京で訴訟することは諦めた。ローカル企業は輸出入ライセンスが重要なことが多い。そこで、UMFCCI（ミャンマー連邦商工会議所）に訴えて、相手方企業の輸出入ライセンスを停止させることを検討したこともある。しかし、その後、相手方企業が清算状態に陥ったため、結局、当社がリスクを負った。

(イ) 事例 2：労務・契約書作成義務

全従業員と雇用契約書の作成義務が、重い負担となっている。

2015 年 9 月に通達と雇用契約書の雛形が発布され、雛形に沿った契約書の締結を強制された。契約書締結義務自体は、労働者の保護という観点から十分理解できるが、雛形からの乖離を許されないと言う運用は柔軟性を欠き、遵守が極めて困難である。発布されたひな型は、工場労働者を前提としているように見える。工場労働者を前提に作られた雛形を、サービス業種である商社に当てはめて運用するというのは無理がある。

(ウ) 事例 3：行政担当者の資質、対応

税務行政については、担当者のレベルが低い印象である。税金の取扱いが分からないため徴税窓口に相談に行くことがあるが、As you like（好きなようにしてくれ）と言われることがある。言葉通りに受け取れば、当社が勝手に決めて良いということになるが、税金を被課税者が勝手に決めて申告するというのは極めて不自然であり、信頼性がない。後に問題視されないという保証がどこにもない。

また、これは税務だけに限らないが、法令、特に下位法令についての告知が不十分で、法令の変更に気づくことができないことがある。

(エ) 事例 4：車両の購入

当社は、従業員に対する安全管理義務を履行するため、古い車両が利用されているレンタカーは利用せず、可能な限り新しい車両を、社用車として購入するようにしている。

ところが、2015 年になって、車両の購入に際して、必ず車庫証明を必要とするという運用が開始された。新たな車庫証明の発行は非常に難しい状況

が続いており、結果として、車庫証明が売買される状況が生じている。

当社が、自社で車庫証明を取得することは非常に難しいため、政府にコネのあるレンタカー会社に新車を購入させ、そのレンタカー会社からレンタルするというような運用も検討している。

(オ) 事例 5：労務・時間外労働

労働法では、一律に 1 週間 12 時間しか残業ができないとされているが、職種によってはおよそ遵守不可能である。例えば、ドライバーがこれにあたる。平日の就業時間は、どうしても 8 時を回ってしまう事が多く、その結果、ドライバーも必然的に残業になってしまう。また、休日に仕事の関係で出かけなければならないことも多いのだが、ドライバーを使うと、それが全て時間外労働となってしまう。残業規制について、遵守できていない状況は居心地の悪いものだが、監督官庁も、法律の不都合性を理解しているのか、調査に来たことは一度もない。法律と運用の乖離が生じている典型例と思う。

(カ) 事例 6：税務・社宅賃料

当社は、ミャンマーの駐在員に対し、家賃を取らずに社宅を貸し与えている。日本の税務的な感覚から言えば、その駐在員の所得に加えて計算する必要があると思うし、法律上もそのように規定されていると聞く。

しかし、所得に加えなくても良い内部通達があるという話も聞いたことがある。当社としては、保守的に捉え、所得に加えて税務申告を行っているが、所得に加えないという対応をしている他社もあると思うため、大きな不公平が生じているのではないだろうか。

(キ) 事例 7：贈収賄

ミャンマーでは贈り物をやり取りする文化がある。それゆえ、政府関係者と会う時等は、贈り物をする事も多かった。しかし、2016 年 4 月に公布された大統領指令が出てから、受け取る側も含めて、贈り物に対してかなり厳しくなったという印象がある。

当社では、冠婚葬祭の供花についてだけは、金額基準を外す対応をしている。

(ク) 事例 8 : 外貨送金

現在、民間銀行から民間銀行への外貨送金が不可能な状態である。取引には、必ず国有銀行を含める必要があるため、早急な改善が求められる。

(3) 日本人弁護士の活用について

当社では、次のような局面で、弁護士を活用している。

プロジェクト進行時（レギュレーション、契約書等全般）
債権回収
法令変更時の調査
コンプライアンスマニュアル等の内規作成
契約書作成

(4) その他提案

ミャンマーの法律を日本語で確認できるようなサービスがあれば、日本企業にとって非常に有用だと思う。

日本政府等のバックアップ等で、そうした法律の翻訳サービスの提供等は難しいだろうか。

(5) 米国経済制裁について

制裁対象者が関与している場合、対象者を外すか、OFAC の確認等を求めるという対応が一般的である。規制にあたらぬようスキームを構築することも考えられるが、そうした迂回するようなスキーム構築は原則行わない。

6 F 社

(1) 会社の概要

日系の建設関連会社である。外国投資法による投資許可も取得している。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1 : 行政担当者の問題

行政担当者のレベルが低いことが多い。担当で判断することができず、上司と話をする必要が生じ、その上司でも判断できないので、更に上位の上司、などということが良く起きる。

(イ) 事例 2 : 贈収賄

2016 年 4 月に贈り物に関する大統領指令が発令され、贈り物の金額要件が定められた。この大統領指令は、かなり効果があるように感じている。かつては、高級ウイスキーとシャツを渡すことが良くあったが、最近はなくなった。シャツを贈るというのは変わった習慣だが、ミャンマーではシャツを贈るのが慣習らしい。

なお、そうした贈り物として贈られた高級ウイスキー等が、ゴルフ場の中で横流し商品が売られているところがあると聞く。

(3) 日本人弁護士の活用について

当社は、オーナー企業であり、大手企業で求められるような弁護士の意見によるオーソリティ等が求められることはない。それゆえ、コストが大きく嵩む日本人弁護士を利用することは無く、専ら現地弁護士を利用している。そもそも、日本人弁護士に依頼をしても、結局はローカル弁護士を利用し、そのつなぎとして回答するのではないだろうか。日本語で相談できる等の利点はあるが、それだけではコストの大きな差を埋める理由にならない。

もし、日本人弁護士が、もしその金額に見合うリスクを取ってくれるというのであれば、利用することも考える。リスクというのは、例えば、投資許可やライセンスの取得等について、手続き完了の時期を約束してくれるというようなことである。しかし、ミャンマーでの状況からそれは無理だと思う。

セミナーには聞きに行くが、日本人弁護士との接点はその程度である。

また、もし紛争等が生じれば、日本人弁護士に相談・依頼するということも考えるかもしれない。

(4) ローカル弁護士の活用について

当社は、ミャンマー人弁護士に直接相談や依頼を行っている。

ミャンマー人弁護士になるためには試験がないと聞くので、その信頼性を見極めるのは難しいと思う。そこで、私の場合は、何度もミャンマー人弁護士のところに足を運んで相談を重ね、また周囲の日本企業から、ミャンマー人弁護士の噂等を聞いて、その信頼性を確かめている。

ミャンマーでは主に建設関連業を手掛けていることから、ローカル企業をビジネスで利用している。そうした取引先のローカル企業から、ミャンマー人弁護士を紹介してもらうということも良くある。

(5) コンサルタントの活用について

当社が外国投資法による投資許可を取得するに際しては、弁護士等の資格者ではなく、コンサルタントを活用した。特に問題なく取得できた。法律的文書についても、彼らが用意してくれた。

7 G社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：労務

当社は、約 4 年前からミャンマー支店の人員を急拡大させた。それまでは、入札目的で置いていた事務所に過ぎず、日本人はいても 1 名、いない時期もあった。4 年前の急拡大までは、労務関係の書類は規模が非常に小さかったため、整備していなかったが、4 年前に急拡大させる方針となり、必要書類を整える必要が出た。

社内規程等の一式をその際に大量に整える必要があり、法律事務所を利用した。

(イ) 事例 2：一般企業法務

ミャンマーでは、コーポレートに関する各種手続きを行う度に、役所への届出が必要になる。そうした書類を作成し、届出を行うため、法律事務所と顧問契約を締結し、日々の相談を行っている。

(ウ) 事例 3 : 交通事故・示談交渉

当社では、20 台以上の社有車を保有している。

ミャンマーの交通事情は悪いことから、交通事故のリスクは避けられない。保険によりカバーしており、相手方に対して取り立てるようなことは基本的に想定していない。

(エ) 事例 4 : 労務・解雇

過去に、従業員を解雇した際、労働紛争に発展したことがある。その交渉には、法律事務所を利用した。今後も同様の紛争が生じれば、法律事務所に依頼して進めることになると思う。

(3) 日本人弁護士の活用について

かつて、日系の大手法律事務所と顧問契約を締結していたが、費用が高いため、他国の法律事務所に切り替えた。Hourly rate は同レベルであったが、日系事務所の時は、一案件に大量の時間をかけており、現在の事務所の 2 倍以上の金額を請求されることもしばしばであった。現在の事務所は、ミャンマーでも外資系法律事務所にあたるが、レスポンスも早く満足している。

日本人弁護士は信頼性があるし、分析も緻密であるが、ミャンマーでの法律の整備状況では、緻密な分析の意味があまりなく、当社としては、ある程度の回答で十分と考える。

日本人弁護士は、1 人 2 人程度が政府に送り込まれているようだが、それではこの国の法律整備に貢献できるとは到底思えない。日本政府は、国家として十分な予算を組んで、数十人規模の弁護士を政府に送りこんで、教育や法整備等を行っていくべきではないだろうか。日本人弁護士の活躍の場は、そのような形で達成できると思う。

なお、商社は、日系法律事務所であることに特別な意義を見出していないことが多い。商社のプロジェクト系案件は、部門ごとに法律事務所を起用する傾向があり、そうした分野に強い事務所を起用する。日系事務所は、大手事務所であっても弱い分野がある。例えば、エネルギー分野がそれに当たる。加えて、その国の法体系も重視しており、例えば英国系植民地であった地域であれば、シンガポールを含む英国系の事務所を起用することが多い。結果として、ミャンマーを含む英国系植民地において、プロジェクト系案件で日系事務所を起用する余地はほとんどないのが現状である。

8 H社

(1) 会社の概要

日系の総合建設会社である。ミャンマーには、支店に加えて、MIC 許可を取得した地元企業との合弁会社としての子会社の2社がある。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：起業

DICA ルート、つまり単純な会社法の下のみで起業すべきか、MIC 許可を取得する MIC ルートで起業すべきか、一見して分かりにくい状況がある。

当社でも、現地合弁会社を起業する際に、いずれのルートで起業すべきか、省庁に相談したことがあるが、良く分からなかった。最終的には、アドバイスや相談を重ね、MIC 許可を取得する MIC ルートということになった。

(イ) 事例2：投資関係

投融資に関する法律が不明確で、起業時に問題となった。

短期的に投資資金を回収する必要があったことから、資本金としての投資に加えて、親会社から融資という形で資金提供を行おうとしたところ、中央銀行より許可が拒否されたことがある。その後、一定の注意書き等を加えて改めて申請しなおし、認められた。

(ウ) 事例3：取引・契約概念

ミャンマー側に、契約を誠実に遵守するという意図が希薄に感じることある。

官庁との契約の際には、契約において決済に使用する通貨を指定したが、契約相手である官庁は指定通貨による支払いを拒否し、地元通貨での支払いを威迫してきた。支払いを拒絶されても困るので、やむを得ず深く追及することは諦めた。支払いが多少遅延する等の軽微な問題が起きることもあるが、弁護士を必要とするほどの深刻な債務不履行は、現時点では生じてい

ない。

(工) 事例 4 : 労務・雇用契約書

2015 年に発布された通達により、雇用契約書締結義務に対応する必要が生じ、一斉に雇用契約書を締結して、当局に提出した。当社は、従業員が多いため、雇用契約書の作成と提出のための手間が非常に大きくなった。雇用契約書作成に際しては、地元の法律事務所を利用した。

(才) 事例 5 : 労務・解雇

従業員はすぐにやめるが、こちらからの解雇に対しては、頻繁に問題となる。辞めた従業員から、SNS に誹謗中傷を書かれた事もある。

(力) 事例 6 : 事故

従業員の交通事故は避けられない状況にある。そうした交通事故は、保険により対応し、相手方への追及は諦めている。

(キ) 事例 7 : 賄賂

相手方が直接に賄賂を要求してくることはほとんどない。しかし、当社の下請け企業等から、官庁や役人等に対し、一定の金銭を支払うことを薦められることがある。こうした金銭のやり取りは、政府からの許認可や、政府との契約の受注時に問題となることが多い印象である。

ただし、外国企業の場合、賄賂の支払いがないからと言って、支障が生じることはほとんどない印象である。ただし、中小企業の場合には、状況が異なるかもしれない。

(3) 日本人弁護士の活用について

何か相談事項が生じたような場合、一般的には、事業の許認可等の場合は日本人弁護士に、会計要素を含む場合には、ローカルのコンサルティング事務所 / 会計事務所を利用している。グローバルな大規模総合会計事務所を利用することもある。

日本人弁護士に意見を求めると、あらゆる可能性を前提に意見が示されることがあり、結果として当社としてどうするべきか結論が出ないことがある。その

点、ローカルのコンサルティング事務所は、はっきりと結論を断言してくれるため、比較的貴重している。回答の信頼性はいまいちだが、問題が生じた場合には、その後の対処まで含めて任せている。

(4) 経済制裁関連

これまで、経済制裁に関係する米ドル送金等で問題が生じたことはない。ただし、2015年初めになされたヤンゴン港運営会社に対する経済制裁の結果、輸出入や運送に関わる大きな遅滞が生じることがあった。

9 I社

(1) 会社の概要

日系の保険業者である。

(2) 保険の面からの日系企業等へのサポート

保険・銀行については駐在員事務所のステータスとして拠点を設置できる。日系保険業者は、主にミャンマー保険業者の再保険という形で、自動車保険や事業保険等を提供している。ティラワ SEZ に限っては、工事保険や火災保険等も提供することが認められた。

全国免許の取得が可能になれば、その取得を進め、日系だけでなくミャンマーのローカル企業やその他の外資系企業全般を対象とした保険商品を提供し、ミャンマーの発展に寄与したい。

(3) 法的問題

(ア) 事例 1：起業 経済特区法

ティラワ経済特区への進出を検討した際、経済特区法に基づく保険業に関する規則や通達等が定められず、進出の可否を決定することに支障が生じたことがある。日系弁護士にも相談したが、結局、進出の可否について十分な結論が出ることはなかった。

(イ) 事例 2：税務、行政当局の問題

ティラワ経済特区では、一定の要件を満たした場合には、商業税の免除

を受けることができる。そうした税制優遇を、経済特区外の税務当局が十分に理解しておらず、結果としてティラワ経済特区外での事業に支障が出ることもある。役所内部において横の連携ができていないと感じることが多い。

(4) 日本人弁護士の活用について

ミャンマーでは、本格的なビジネスができない状況であるからか、今のところ、日本人弁護士を積極的に利用する必要があるような事態は生じていない。

今後、ミャンマーの全国免許やローカル企業との合併、あるいは業務提携等が生じれば、アドバイザーとして入ってもらおう必要があると考えている。

(5) 経済制裁関連

経済制裁に関わる問題が生じたような場合には、通常、米ドルからの通貨変更という形で対応することが多い。

10 J社

(1) 会社の概要

日系の設計事務所である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：法制度・運用

法治国家としては、法律が制定され、これに基づく通達等の下位法令が制定され、これらに基づき行政が業務を行うことになると理解している。

しかし、その全ての段階で問題が生じていると感じる。

そもそも建築基準法、消防法、及び都市計画法等がない。そうした基本法がない状況であるにも関わらず、突然、ヤンゴンの都市計画が発表され、高層建築の建設をストップさせられるという状況がある。

(イ) 事例 2：ヤンゴン都市開発

直近の重大な問題として、ヤンゴンの 9 階建て以上の建築工事が全て中止させられたことが挙げられる。

建築工事中止の周知方法が曖昧で、突如、新聞発表によって工事中止の

運用が始まった。今後、基準を設けてそれぞれの建物を審査していくようだが、審査基準も分からないし、誰が審査委員に選任されるのかも全く見えない。²

(ウ) 事例 3 : 受託トラブル

大家の立場がやや強すぎると感じることもある。

停電が頻発するため、コンセントや電化製品が故障することが多いが、大家は一切修理してくれない。

また、市が勝手に水道のバルブを止め、水道が一切利用できないという事態が起きた時も、大家は一切対応してくれなかった。

(エ) 事例 4 : 医療

法的問題ではないが、当地では外国人が安心してかかることができる医療施設が急務と思う。現在は、1つ2つ程度しかないという印象である。

日本人医師が赴任を始めたようだが、現状は良く分からない。³

(オ) 事例 5 : 二重価格

こちらも法的問題そのものではないが、外国人とミャンマー人との二重価格が常にあるように感じる。例えば、飛行機の国内線チケットの価格も二重価格が設定されているようだ。

(カ) 事例 6 : 銀行間決済

銀行間決済の問題が深刻である。

これまで、中央銀行を通じて外貨の銀行間決済を行っていたのだが、中央銀行がこれを停止してしまったため、外貨の銀行間決済が一切できない状況が続いている。

一日の引き出し制限額が 5,000 ドルとされていることもあり、手渡して

² その後、順次審査が進められ、多くの建物で建築工事が再開している。

³ 日本人医師と看護師が、ビクトリア病院内の Leo Medicare で常駐している。Leo Medicare は 24 時間体制で医療を受け付けており（日本人医師の診療は 24 時間ではない）、ビクトリア病院の設備を利用した検査等が受けられる。当職も、ヤンゴン滞在中に診察を受けることがあったが、親切かつ丁寧な医療が受けられると感じた。ある程度の設備はビクトリア病院に整っており、例えば MRI 等もある。しかし、そうしたレベルを超える高度医療を受ける事は難しいため、深刻な場合には、日本に帰国するか、タイ等で診療を受けるのがベターであろう。

の受け渡しであっても支障がある。例えば、住居の賃貸借契約更新等で大きな問題となり得る。

(キ) 事例 7：両替

これも法的問題そのものではないが、当地では、US ドル札からチャットへの交換を新札以外受け付けないという奇妙な習慣がある。これにより、現金を持ち込み、両替した上で決済をしようとしたところ、両替のためのドルが受け付けられずに困ったという顧客がいた。

(3) 日本人弁護士の活用について

現状では、事業が本格化していないため、活用する機会がない。ローカル企業と事業を行うような際には、弁護士によるサポートを必要とすると思う。

11 K 社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：投資 外国投資法

これまで 3 件ほど外国投資法に基づく投資許可を申請した経験があるが、投資許可取得のスケジュールが当初の予定通りに進んだことがない。どのケースも、当初の予定から半年程度は遅れてしまう。

(イ) 事例 2：前払い法人税

普通のサービスや売買に前払い法人税（源泉徴収税）がかかること自体が問題と感じる。しかも、一度支払った源泉徴収税について、還付を受けることはほとんどできないと言われており、更に問題である。

また、当社がミャンマーのローカル企業と取引する場合、ローカル企業が源泉徴収されることを拒否することがある。そのような場合には、無理に追及することをせず、諦めている。とにかく税金では問題が多い。

(ウ) 事例 3 : 貿易

新政権になってから、輸入ライセンスの発行が遅くなっているようである。新政権になり、大統領指令等に代表されるように、汚職についてかなり厳しくなった結果、役人が真面目に審査内容を見て審査を行うようになり、ライセンスの発行が遅くなっているとの噂がある。

(エ) 事例 4 : 法改正、運用変更

法改正や運用変更について、事前アナウンスが不十分である。

突然、法令改正や運用変更が告知され、しかも施行がそれと同時に開始する。予見可能性がないため、業務に大きな支障を生じることがある。しかも、運用に際して全く融通が利かない印象がある。例えば、2015 年より開始された、自動車の購入に関する車庫証明の発行停止が挙げられる。

(オ) 事例 5 : 労務

労働法が工場ワーカー保護を前提とするようになっており、オフィスワーカーに対する適用に困難が生じる。融通も利かない。また、全従業員との契約書作成義務も問題となっている。

(カ) 事例 6 : 交通事故

担当者個人の問題として一番気になっているのは、交通事故の問題である。ミャンマーは交通事情が酷い状態にある。幸い、まだ深刻な事故にあったことはないのだが、最近、死亡事故が日系企業でも起きたと聞いており、自分の身にも起きる可能性があると思って気に懸かっている。

警察に通報しても、あまり対応が芳しくないと聞いており、深刻な事故の場合には、保険金額の範囲でカバーできるとも思えない。現時点では、どのように対応すべきなのか、よく分からない。

(キ) 事例 7 : 汚職

ミャンマーのローカル企業が、我々に見えないところで政府関係者に賄賂を払っていることはあるらしい。しかし、当社の関係会社が直接に政府関係者から賄賂を求められるようなことは経験がない。当然払っていることもない。

(3) 債務不履行について

ミャンマーでは、前金で進める文化があるため、深刻な債務不履行は生じていない。ただし、多くの企業において財務諸表等の整備が進んでいないため、ローカル企業の与信を様々な側面から検討する必要がある。

今後、日系企業のビジネスが活発化するにつれ、債権回収の問題は顕在化してくるかもしれない。

(4) 日本人弁護士の活用について

専門家の利用について、投資スキーム、日常的案件、税務・バリュエーション、の3つの局面に分けられる。

投資スキームについては、必ずアドバイザーとして弁護士を起用するが、これは本社がコントロールし、本社の法務部が決めている。

日常的案件は、ミャンマー側で独自に起用している。日本語、ミャンマー語、英語の3つがいずれも利用できると、利用価値が高い。

税務やバリュエーションにあたっては、会計事務所を起用する。

(5) 経済制裁について

取扱いは基本的に保守的であり、経済制裁関係者とは取引しないのが原則である。AWPT (Asia World Port Terminal) (ヤンゴン港) への経済制裁に限っては、事業への影響が大きかったため、例外的に間接的取引により進めることとした。また、AWPT 関連で米国口座の凍結が生じた時、口座凍結解除に弁護士を起用したことがある。

12 L社

(1) 会社の概要

日系の建設会社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：支払い

US ドルには、一日の引出し上限額に制限があり、送金処理も困難な状況

が続いているため、ミャンマーチャットで決済をすることがあるが、チャットでの現金支払いは物理的に膨大な量になり、不便である。⁴

(イ) 事例 2 : 海外送金

US ドルをシンガポールに送金する際、ニューヨークを経由した結果、2ヶ月も要することがあった。

(ウ) 事例 3 : 貿易

外資では輸出入ライセンスを取得できないため、ミャンマーローカル企業の名義を利用する必要がある。現在は、輸出入ライセンスのために2ヶ月ほど必要のようである。

(エ) 事例 4 : 輸入 (仮輸入)

建設に利用する資材には、本設材と仮設材がある。仮設材は、後に解体した上で返却する。

これまで、仮設材をミャンマー国内に持ってくるため、仮輸入の手続きを進めていた。仮輸入には、ドローバックとテンポラリーインポートという2つの方法がある。ドローバックの場合には、長期間利用できるものの、デポジットの一部が戻ってこないということだったので、テンポラリーインポートで手続きを進めていた。申請を行い、局長の決裁まで進めたところで、今年の春にあった法改正で、最長で1年しか利用できないとの告知を受けた。2年まで利用できるという話だったので申請したので、完全に無駄な手続きになった。役所内部で法改正が周知徹底されていないのが問題である。

(オ) 事例 5 : 契約

契約に関わる大きなトラブルは生じていないが、契約相手となる省庁担当者が契約書を読み込んでいないように感じることが多い。

契約書のレビューは司法長官府 (UAGO) に丸投げしており、司法長官

⁴ ミャンマーで最も大きな金額の紙幣は10,000チャットであり、日本円で800円程度の価値である。10,000チャットは流通量が限られており、5,000チャットや1,000チャットが支払いに利用されることが多い。高額な決済でも、そうした低額紙幣が用いられていることが一般的で、500万円程度の支払いをチャットで行うと、普通のテーブルが山積みで一杯になると言われている。

府では人材不足が深刻で大量の契約決済案件が滞留してしまっており、結果として契約締結に数ヶ月要するのが恒常化している。各省庁に法務部門を置く必要があるのではないか。

(3) 日本人弁護士の活用について

現在は、JICA の関わる ODA 案件を進めているため、契約書が定型化しており、弁護士のレビューを必要とする状況にない。

今後、ローカル企業とプロジェクトを行う時には、弁護士のレビューを必要とすると思う。その場合、日本で利用している法律事務所か、あるいはフィリピンで昔から使っている法律事務所のいずれかを利用することになると思う。フィリピンの事務所は、長年利用してきており、信用できる。

(4) 現地弁護士の活用について

労働契約書の作成に当たっては、ミャンマー人弁護士を利用した。

現地職員に現地のつてを利用してミャンマー人弁護士何名か紹介してもらい、それぞれ面談を行い信頼性を見極めた上で、依頼した。

13 M 社

(1) 会社の概要

日系の IT 関連会社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：賃貸借契約トラブル（深刻）

2012 年 10 月に、ショッピングセンターも経営している Taw Win Center と賃貸借契約を締結した。ミャンマーの慣習に基づき、1 年分の賃料を前払いした。

賃貸借契約締結後に内装工事を開始し、12 月末に工事が完了する予定であったところ、12 月 28 日になって、Taw Win Center の担当者から工事のスタッフに、突如、立ち退きの通告を行ってきた。当社には債務不履行等一切なく、まさに青天の霹靂であった。立ち退きの理由をはっきり告げない、極めて不誠実な対応であった。

埒が明かないため、全額の賃料返金に加えて、既に支払った内装工事費用等の損害賠償等を求めたところ、賃料返金には応じるものの、内装工事費用については一部のみ払うという回答であった。

当社に落ち度がないため、到底納得できる回答ではなかったことから、現地のパートナー会社を通じて、外国資本に関わるトラブルも（勝訴的に）解決したことがあるという噂のミャンマー人弁護士（U Min Sein）氏に相談した。同氏からは、「問題ない、絶対取り返せる」というアドバイスを受けたため、日本円で 20 万円程度の費用を支払って、同弁護士に解決を依頼した。その後、抗議文のレターを作成してもらい、発送している。

しかし、その後は全く進展を見せず、同弁護士は、こちらからの連絡にも徐々に応じなくなっていった。実態は分からないが、Taw Win Center は地元の有力者であり、先方に丸め込まれたのではないかと推測している。最終的に、同弁護士から、取り返せないので負けを認めた方がいいと言われるまでに至り、全く役に立たなかった。そこで、日本人弁護士に相談し、何が問題となっているのかこのミャンマー人弁護士に聴取してもらうことをお願いしたが、その日本人弁護士も忙しかったのか、なかなか対応してくれなかった。

一方で、ジェットロ、日本商工会、大使館のそれぞれに相談したところ、商工会としてレターを作成し、UMFCCI（ミャンマー商工会議所）に圧力をかけてもらおうという話になった。しかし、親会社から、あきらめてビジネスに集中するよう指示が下り、先方の案を全面的に飲んで解決することにした。結論には、今でも非常に不満である。

(イ) 事例 2：その他 - 労務

労務関連問題は、恒常的に生じている。

最近特に多いのは、日系企業から当社の人材を引き抜かれることが多い。

当社は早い時期にヤンゴン進出を果たし、また社内公用語を日本語とする等、日本式の教育を徹底している。それゆえ、優秀な人材が育っており、結果として他社から引き抜かれることが頻繁にある。日本に行ける、あるいは高い給料等で雇っているようだが、それが本人たちのためになるのか疑問を持っている。

(ウ) 事例 3：その他 - 交通事故

私は、深刻な事故にあった経験がある。

2010年ころに自分で乗用車を運転していた際、ブレーキが故障して効かなくなったバスが後ろから突っ込んできた。結果として、5, 6台も巻き込んで10名ほどの死者を出した大事故となった。私の車の後ろのトランクは完全につぶれていた。日本にすぐに帰ってMRI等の検査は行ったが、それ以上に加害者への請求等を行わなかったし、行う事自体ができなかった。

ミャンマーでは、事故を起こすと拘留される可能性があるようで、バスの運転手やタクシーの運転手は、みな逃げてしまう。今回のケースでも、事故の後、警察が到着する前にバスの運転手は逃亡してしまっていた。

(3) 日本人弁護士の活用について

先に挙げた賃貸借契約に関わるトラブルでは、日本人弁護士にも相談している。しかし、先に述べた通り、何だかんだとすぐに対応してくれず、結果として役には立たなかった。

日本人弁護士も増えてきたので、これからトラブルがあった際には、日本人弁護士に相談したいと思っている。

以 上